令和８年第５回　朝倉市農業委員会　会議録

１．　令和８年５月１１日、１４時００分に朝倉市役所３階大会議室において、第５回農業委員会を招集した。

２．出席委員

【農業委員１８名】

１番　井上ながえ	２番　師岡　昭德	３番　星野　洋子
４番　信國　政吉	５番　鳥巣　良彦	６番　大坪　　茂
７番　大隅　高博	８番　田子森靜男	９番　空閑　正樹
１０番　森高　繁美	１１番　江藤　博文	１２番　水上　庸子
１３番（　欠　員　）	１４番　山内　一男	１５番　田中　敏朗
１６番　内田　英彦	１７番　畑　　和德	１８番　林　　新吾
１９番　樋口　博幸		

【農地利用最適化推進委員９名】

２０番　唐川　富雄（欠席）	２１番　髙良　　悟	２２番　日野　孝紀（欠席）
２３番　田邊由紀嗣（欠席）	２４番　井上美津子（欠席）	２５番　大内田豊年
２６番　安陪　廣重（欠席）	２７番　松岡　光夫	２８番　山﨑　德松（欠席）
２９番　小島　廣美（欠席）	３０番　小林　繁隆（欠席）	３１番　鬼塚　清明（欠席）
３２番　岩下　　豊	３３番　熊谷　明美	３４番　篠原　新二
３５番　平井　豊子	３６番　石井　仁美	３７番　森　　順仁（欠席）
３８番　矢野　一彦		

（※２１番・２４番・３３番・３８番は、代表推進委員。）

３．付議事項

・報告第　１号　　農地法第１８条の規定による合意解約通知について
・報告第　２号　　農地改良届出について
・報告第　３号　　農地の転用に係る届出（２００㎡未満の農業用施設）について
・報告第　４号　　農地法第５条の規定による許可の取消願について

・議案第　１号　　農用地利用集積等促進計画（利用権の設定）について
・議案第　２号　　農用地利用集積等促進計画（特例事業関係）について
・議案第　３号　　農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
・議案第　４号　　農地法第３条の規定による許可申請について
・議案第　５号　　農地法第５条の規定による許可申請について
・議案第　６号　　令和７年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表および令和８年度最適化活動の目標の設定等について

４．本会議の議長　　朝倉市農業委員会会長　　樋　口　博　幸

５．本会議の書記　　朝倉市農業委員会事務局　　大　山　豊　揚

６．本会議に出席した事務局職員　　事務局長　中　村　敬一郎
事務吏員　渡　辺　　晃
事務吏員　佐　藤　祐　也
事務吏員　岩　切　範　宏
農業振興課　事務吏員　森　田　誠　市
（　開会　１４時００分　）

７．議　事

議　長　ただ今より、令和８年第５回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員１８名、農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）９名であります。
会議規則第６条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
議事録署名人に７番大隅委員、１１番江藤委員を指名いたします。よろしくお願いします。
それでは、１ページをお開きください。報告第１号「農地法第１８条の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　事務局。
事務局　（佐藤）議案朗読をもって説明
２ページまで１０件ございます。以上、報告いたします。
議　長　事務局の説明は終わりました。報告番号１番から１０番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手にて議席番号、名前をお願いします。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、以上で報告第１号を終わります。
３ページをお開きください。
報告第２号「農地改良届出について」事務局の説明を求めます。
事務局　（渡辺）議案朗読をもって説明
議　長　事務局の説明は終わりました。担当委員の説明を求めます。４番信國委員。
４番挙手
議　長　４番信國委員。
４番　（信國委員）報告第２号について説明します。届出人・届出物件・変更計画については議案書記載のとおりです。約２０ｃｍの盛土をして野菜を作ると言っていたが、現地を確認すると砂利系の土を１５ｃｍくらい地上げしている状態です。
議　長　担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
３５番挙手
議　長　３５番平井委員。
３５番　（平井委員）呆れています。以上です。
議　長　報告第２号について、質問や意見はありませんか。
これは砂利系ですか。
４番　（信國委員）砂利系の砂ですね。これを田んぼに入れて畑にしようとしても畑にはならないだろうと思います。転圧をかけても野菜の生育はだめだと思います。個人的には苗箱置場くらいにしかならないのではないかと思っています。皆さんのご審議をお願いします。
議　長　本人はどのように言っているのですか。
４番　（信國委員）私が本人と話せていません。平井委員と打合せしてもらっています。
議　長　本人は予定どおりにすると言っているのですか。

４番　（信國委員）予定どおりというか地上げをしてしまっています。
議　長　地上げした後に野菜を作ると言っているのですか。
４番　（信國委員）平井委員お願いします。
３５番　（平井委員）従前は育苗床として使ってあった。今回の変更申請で田から畑にして野菜を作るとしてありますが、そのような状態ではありません。トラクターが入れますかと聞いたらそれは無理でしょうと言われました。申請者がどうしてそのような届出をだされたのか疑問です。今年も育苗箱を置くそうです。認定農業者だと思います。
５番　（鳥巣委員）両委員が畑として野菜作りは無理だろうと言われていますが、行政として確認はしたのですか。
４番　（信國委員）私の場合は、申請者から届出の連絡はありませんでした。書類が事務局から届いて自分が気付いたものです。ただ現場に行く時間が無くて、平井委員にお願いしていたものです。その後、現場に行くと地上げ後の転圧も終わっていた状態でした。
議　長　要するに畑にもならないということですか。
４番　（信國委員）農業委員と話して今後どうしていくか協議しようと考えていました。
議　長　使用目的として、苗箱置場とするようなことですか。最初からそのように出せばよかったのではないか。周囲は田ですか。
４番　（信國委員）東側は西鉄電車の線路が南北に、西側は排水路が南北に流れています。南側が植木の後のような何も耕作していないような農地で北側は道路に面しています。
５番　（鳥巣委員）この議案について審議する状況ではないように思います。
議　長　これは報告案件になります。使用目的を変えてもらうような指導をしないといけなのかもしれません。
事務局　（中村局長）これは報告案件で、書類上２０ｃｍの盛土を行うという届出があったということであります。ところが実際のところ土ではなくて盛土したところが砂利系の砂であったということが問題であったということですよね。そして、野菜を作るという計画が野菜を作れる状態ではないということですね。実際、育苗床で使用されるというのが現状であれば、利用目的を変えてもらうということなどを検討したいと思います。
議　長　よろしいですか。それでは以上で報告第２号を終わります。
次に、報告第３号「農地の転用に係る届出（２００㎡未満の農業用施設）について」事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　事務局。
事務局　（渡辺）議案朗読をもって説明
議　長　事務局の説明は終わりました。報告番号１番について、担当委員の説明を求めます。１４番山内委員。
１４番挙手
議　長　１４番山内委員。
１４番　（山内委員）報告番号１番について説明いたします。転用者・申請土地は記載のとおりです。転用の目的は農業用倉庫、転用の理由は農業用資材等を保管するため、農業用倉庫を整備するものです。参考事項として、農業用倉庫１棟１３．２０㎡、農業用倉庫１棟３０．９０㎡、オープンスペース１１．８４㎡です。既に整地されていますので始末書添付となっています。農地の区分は、第１種農地で農用地区域外となっています。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。報告番号１番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、報告第３号を終わります。
５ページをお開きください。

報告第４号「農地法第５条の規定による許可の取消願について」事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議　長　事務局。

事務局　（渡辺）議案朗読をもって説明
願出人住所氏名・申請土地・申請の内容及び許可年月日については、議案書記載のとおりです。取消理由として、今回譲渡人の都合により、土地の売買契約が成立しなかったため、取消願が出されたものです。

議　長　事務局の説明は終わりました。報告第４号について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　なければ、報告第４号を終わります。
６ページをお開きください。
次に、議案第１号「農用地利用集積等促進計画（利用権の設定）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議　長　事務局。

事務局　（佐藤）議案朗読をもって説明

議　長　事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。
農業振興課挙手

議　長　農豪振興課。

農業振興課　（森田）７ページをお開きください。こちらは期間別の件数になっています。一番多いのは１０年間、次に５年間、そして３年間の順になっています。以上で説明を終わります。

議　長　農業振興課の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

議　長　賛成多数と認め、議案第１号は承認とし、市長へ通知いたします。
８ページをお開きください。
次に、議案第２号「農地利用集積等促進計画（特例事業関係）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議　長　事務局。

事務局　（岩切）議案朗読をもって説明

議　長　事務局の説明は終わりました。
審議番号１番については、推進機構への売り渡し及び買い入れとなります。以上、審議番号１番の案件につきましては、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第１９条に基づく各要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。

議　長　事務局の説明は終わりました。審議番号１番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　なければ、審議番号１番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

議　長　賛成多数と認め、議案第２号は承認とし、市長へ通知いたします。
９ページをお開きください。
次に、議案第３号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。なお、審議番号１番についても続けて説明をお願いします。
事務局挙手

議　長　　事務局。
事務局　　（岩切）議案朗読をもって説明
審議番号１番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。
議　長　　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号１番について、担当地区委員の３番星野委員、３２番岩下委員、１１番江藤委員、２３番田邊委員を指名いたします。
次に、審議番号２番について、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　　事務局。
事務局　　（岩切）審議番号２番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。
議　長　　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号２番について、担当地区委員の８番田子森委員、２０番唐川委員を指名いたします。
審議番号１番と２番を一括とし、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　　なければ、審議番号１番と２番について、賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、議案第３号は可決されました。
１０ページをお開きください。
次に、議案第４号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　　事務局。
事務局　　（佐藤）議案朗読をもって説明。
ご審議方よろしくお願いします。
議　長　　それでは、審議番号１番について、担当委員の説明を求めます。４番信國委員。
４番挙手
議　長　　４番信國委員。
４番　　（信國委員）審議番号１番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については記載のとおりです。契約は売買です。譲渡人が元々譲受人の住所に住んでいたが、市外へ転出され、譲受人が家を買った際に農地も一緒に買うことになったそうです。譲受人は新規就農で家庭菜園をされるそうです。農業のことは分からないので、知り合いに尋ねて夏野菜などを作っていきたいそうです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　　担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
２１番　　（高良委員）ありません。
議　長　　審議番号１番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　　なければ、審議番号１番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、審議番号１番は許可といたします。
次に、審議番号２番について、担当委員の説明を求めます。４番信國委員。
４番挙手
議　長　　４番信國委員。
４番　　（信國委員）審議番号２番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲渡人には跡取りもなく、譲受人は現在、譲渡

人の農地の一部を耕作しているが、残りの農地も全部買うことになったそうです。農地法第３条第２項には該当しません。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。

２１番　　（高良委員）ありません。

議　長　　審議番号２番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　　なければ、審議番号２番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　　賛成の挙手

議　長　　賛成多数と認め、審議番号２番は許可といたします。

議　長　　次に審議番号３番について担当委員の説明を求めます。７番大隅委員。
７番挙手

議　長　　７番大隅委員。

７番　　（大隅委員）審議番号３番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は、売買です。譲渡人は、規模縮小で、譲受人は新規就農で自家栽培で野菜などを作るそうです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。

２７番　　（松岡委員）ありません。

議　長　　審議番号３番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　　なければ、審議番号３番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　　賛成の挙手

議　長　　賛成多数と認め、審議番号３番は許可といたします。
次に審議番号４番について担当委員の説明を求めます。９番空閑委員。
９番挙手

議　長　　９番空閑委員。

９番　　（空閑委員）審議番号４番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。譲渡人は体調不良によるもので、譲受人は相手方の要望によるものです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　　担当委員の説明は終わりました。
審議番号４番について、質問や意見はありませんか。
持ち分の２０分の２というのは持ち分のことですか。元々姉妹か何かですか。

事務局　　（佐藤）平成１１年９月２３日に前の所有者から相続しているものですので、配偶者若しくは姉妹だと思われます。

議　長　　分かりました。他に質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　　なければ、審議番号４番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　　賛成の挙手

議　長　　賛成多数と認め、審議番号４番は許可といたします。
次に、審議番号５番について、担当委員の説明を求めます。３番星野委員。
３番挙手

議　長　　３番星野委員。

３番　（星野委員）審議番号５番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲渡人は高齢のため耕作できないということで、譲受人は隣接農地でもあり、購入することになったようです。問題はないと思います。農地法第３条第２項に該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。

３２番　（岩下委員）この農地は災害で被災に遭った農地で、まだ復旧されていません。譲受人は建設業を営んでおり、法面など直しながら耕作したいそうです。

議　長　審議番号５番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　なければ、審議番号５番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

議　長　賛成多数と認め、審議番号５番は許可といたします。
次に、審議番号６番について、担当委員の説明を求めます。３番星野委員。
３番挙手

議　長　３番星野委員。

３番　（星野委員）審議番号６番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲渡人は、高齢のため農地を手放したいそうです。譲受人は自分の農地のそばにあるので利便性が良いということで売買に至ったそうです。特に問題はないと思います。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。

３２番　（岩下委員）ありません。

議　長　審議番号６番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　なければ、審議番号６番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

議　長　賛成多数と認め、審議番号６番は許可といたします。
次に、審議番号７番について、担当委員の説明を求めます。３番星野委員。
３番挙手

議　長　３番星野委員。

３番　（星野委員）審議番号７番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲渡人の二人は親子関係で後継者である子どもは遠方であり耕作できない。譲受人は近所であり面識のある方なので売買に至ったということです。特に問題はないと思います。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。

３２番　（岩下委員）譲受人は義理の兄になります。譲受人は借りた状態で耕作していましたので問題はないと思います。場所においてあまりよくない場所でもあります。

議　長　よくないところとはどんなところですか。

３２番　（岩下委員）谷になったところがある。建設業もされてあるので物を持ってこないだろうかと心配しています。私の農地がそばにあるので注意しておきます。

議　長　経営面積の０㎡と（４，５７６㎡）とはどういうことですか。

事務局　（佐藤）申請書を受け付けた時点での農地台帳面積が０㎡であり、過去に譲渡人から借り受けて耕作していた面積が４，５７６㎡であったものです。譲渡人があっせんの申し出をする場合に賃貸借を解約する必要があるので台帳上は０㎡になっているものです。

議　長　審議番号７番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　なければ、審議番号７番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

議　長　賛成多数と認め、審議番号７番は許可といたします。

次に、審議番号８番について、担当委員の説明を求めます。３番星野委員。

３番挙手

３番　（星野委員）審議番号８番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲渡人は規模縮小、譲受人は相手方の要望によるものです。特に問題はないと思います。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　担当委員の説明は終わりました。

推進委員より補足説明はありませんか。

３２番　（岩下委員）譲受人から聞いた話だと譲渡人の夫婦は免許返納を行っており、農作業ができない状態になっていると聞いています。

議　長　審議番号８番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　なければ、審議番号８番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

議　長　賛成多数と認め、審議番号８番は許可といたします。

次に、審議番号９番について、担当委員の説明を求めます。１１番江藤委員。

１１番挙手

議　長　１１番江藤委員。

１１番　（江藤委員）審議番号９番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲渡人が体調不良により営農ができず、また予定していた後継者に不幸があったため、譲受人に購入を依頼したものです。現状、広い農地はネギハウスになっていますが、今後は解体し、２筆とも米麦栽培を行うようです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　担当委員の説明は終わりました。

推進委員より補足説明はありませんか。

２３番　（田邊委員）ありません。

議　長　審議番号９番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　なければ、審議番号９番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

議　長　賛成多数と認め、審議番号９番は許可といたします。

次に、審議番号１０番について、担当委員の説明を求めます。１０番森高委員。

１０番挙手

議　長　１０番森高委員。

１０番　（森高委員）審議番号１０番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。この農地は災害関連で農地の形がありません。災害で土砂が上から流れてどうするかと聞くと譲受人はみかんを植えるしかないという

ことでした。元々が区の土地で代表の５人が所有していたようです。現地を見に行ったが、農地の形が無く、買う方の言うことを信用するしかありません。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。

３６番　　（石井委員）ありません。

議　長　　審議番号１０番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　　なければ、審議番号１０番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　　賛成の挙手

議　長　　賛成多数と認め、審議番号１０番は許可といたします。

ここで議事の進行上、暫時休憩といたします。
１５時００分まで休憩します。

１４時４６分休憩
１５時００分再開

議　長　　それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。
１４ページをお開きください。
次に議案第５号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議　長　　事務局。

事務局　　（渡辺）議案朗読をもって説明

議　長　　事務局の説明は終わりました。審議番号１番について、担当委員の説明を求めます。１４番山内委員。
１４番挙手

議　長　　１４番山内委員。

１４番　　（山内委員）審議番号１番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。転用の目的は露天駐車場、転用の理由は既存の従業員駐車場が手狭となったため、駐車場を整備するものです。譲渡人は遠方で会社員であるため営農ができず、売買に応じたということです。参考事項として、工業専用地域で駐車場１４台です。農地法の運用は、用途地域が定められている農地に該当します。第３種農地で都市計画用途区域内です。雨水は溜枡から南側の道路排水へ流すそうです。駐車場の地上げは道路の高さまでバラス等で上げられ、通行がしやすいようにするそうです。隣接農地に土砂が流失しないようにコンクリートブロックで周りを囲むそうです。特に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　　担当委員の説明は終わりました。
審議番号１番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　　なければ、審議番号１番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　　賛成の挙手

議　長　　賛成多数と認め、審議番号１番は承認といたします。
次に審議番号２番について、担当委員の説明を求めます。９番空閑委員。

９番挙手

議　長　　９番空閑委員。

９番　　（空閑委員）審議番号２番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。転用の目的は、露天駐車場及び露天資材置場の敷地拡張です。転用の理由は、事業の拡大により、駐車場等が不足するため整備するものです。２０ｃｍほど盛土してＵ字溝と同じ高さにするそうです。雨水は東側の排水溝に流すそうです。排水溝に鉄板をひくそうですが、山田堰土地改良区は了解済みだそうです。農地法の運用は１０ｈａ以上の一団の農地の敷地拡張に該当します。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　　担当委員の説明は終わりました。

審議番号２番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　　なければ、審議番号２番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　　賛成の挙手

議　長　　賛成多数と認め、審議番号２番は承認といたします。

次に議案第６号「令和７年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表および令和８年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議　長　　事務局。

事務局　　（大山）議案書朗読に続いて説明。

まず、令和７年度の状況です。こちらは令和７年度の取り組みをデータとして記載しています。農業委員会の点検結果と目標の達成状況についてご協議いただければと思います。

まず初めに農業委員会の体制についてです。令和６年７月２０日に農業委員が任命委嘱され、令和９年７月１９日までとなります。農業委員、農地利用最適化推進委員ともに定数は１９名で担当区域は１６の地区を受け持っていただいています。構成としては、認定農業者、またそれに準ずる方、女性、中立委員など多様な立場の委員により運営を行ってもらっています。

次に朝倉市の農業の概要です。総農家数は２，２２２戸、農業経営体数は１，５２４経営体となっています。基幹的農業従事者数は、２，７１４人でその内女性が１，１４８人、４０代以下は３７１人です。認定農業者は、４０２経営体、基本構想水準到達者２０７経営体、認定新規就農者は２６経営体、集落営農組織２１経営体となっています。

耕地面積は、４，７９０ｈａで内訳は、田３，４４０ｈａ、畑１，３５０ｈａです。

次に最適化活動の成果目標の１つである農地の集積については、現在の管内農地面積は、４，７８０ｈａ、これは昨年度の目標設定時の面積になっています。今年度末の集積面積は、３，５２２ｈａ、集積率は７３．７％になっています。１６０ｈａの新規集積を目標としていましたが、実績としては１７３ｈａが新規集積で達成率は１００．６％でした。

これらを踏まえまして、農業委員会の点検結果は、『農地中間管理事業を通して一定の集積は進んだものの、あっせん希望に添えない農地も多く見られる。特に中山間の状況は厳しい。今後も活動を継続するとともに、「地域計画」「目標地図」を活用する必要がある。』としたいと考えています。

続きまして、（２）遊休農地の発生防止・解消についてです。

今年度は、緑区分の遊休農地の解消目標面積を１．５ｈａと設定しましたが、解消実績は、０．６ｈａで達成状況は４１．４％でした。なお、直近の利用状況調査の結果、１号遊休農地は１４．４ｈａ、その内緑区分の遊休農地が７．３ｈａ、黄区分の遊休農地が７．１ｈａ

となっています。
これらを踏まえ、農業委員会の点検結果としては、『遊休農地から耕作することへの指導において、担い手の絶対的不足が目立った。』としたいと考えています。
次に（３）新規参入の促進です。
直近３年間の新規参入者数は、令和４年度は１０経営体、令和５年度は１８経営体、令和６年度は７経営体です。新規参入にあたっては、資金面・経営面で支援が必要であり、ＪＡや県普及指導センターと連携しながら、就農後の定着支援にも力を入れています。
今年度は、新規参入者向けに公表する農地の面積は、４４．７ｈａと目標設定していましたが、実績は２４．２ｈａで目標達成率は、５４．１%になりました。
これらを踏まえ、農業委員会の点検結果として、『安易な気持ちで就農はできない厳しさを伝えつつ、意欲ある就農希望者に対しては農業委員会も地域農業者と協力しバックアップする姿勢で臨んできた。中々後継者がいない中で新規就農者は農地を守っていく立場から貴重な戦力である。今後も引き続き農業の魅力を発信し、農業が好きな人を増やしながら、意欲ある就農者を応援していく必要がある』としたいと考えています。
最後に活動目標と評価についてです。
推進委員等による最適化活動は、１人当たり月１０日を目標に実施をしました。また、遊休農地の解消や農地の集積は年３回の活動強化月間を設定し、声掛けやマッチングを行いました。新規参入相談会を計画していましたが、参加希望者がいなかったため開催には至っていません。推進委員等の点検・評価結果は、評価基準により確認した結果、皆様全員「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となっています。これらを踏まえ、目標の達成状況の評語として、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」としたいと考えています。
ここまでが、令和７年度の推進状況です。２１ページは事務局の実施状況です。お読み取りをお願いします。
次に令和８年度最適化活動の目標の設定等です。
令和７年度の実施状況と内容が重複している部分がありますので、目標についてのみの説明にいたします。最適化活動の成果目標です。（１）農地の集積です。福岡県により令和１０年度の集積率の目標を８０%とされているため、これを達成するため、令和８年度末の集積面積累計を３，６２２ｈａとします。（２）遊休農地の解消です。令和３年度の遊休農地面積を目標値とするため、令和４年度以降目標値を変更することはあっていませんので、説明は割愛します。（３）新規参入の促進です。過去３年間の集積計画等における農地移動面積の平均値の１割を設定することになっているので５１．７ｈａを目標値とします。
２の最適化活動の活動目標については、昨年とすべて同じとしています。なお、活動目標については、最適化交付金の交付額に非常に影響してくるところです。毎月の農地パトロールは１０日を目標としていますので、毎月提出いただいている日誌ですが、自分の圃場に行く際も周囲の農地の状況等を見ていただいていると思いますので、日誌への記入をお願いいたします。説明については以上です。

議　長　　事務局の説明は終わりました。活動計画策定委員会より補足説明はございませんか。２番師岡委員
２番挙手
議　長　　２番師岡委員長
２番　　（師岡委員長）４月２２日水曜日朝倉市役所２０１会議室において、活動計画策定委員会に７名が集まり協議をしました。策定委員会としては、事務局案どおりとし、定例会に提案することになりました。皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。
議　長　　本件について、質問や意見はありませんか。

２５番挙手

議　長　　２５番大内田委員。

２５番　　（大内田委員）お尋ねです。農家・農地等の概要の４０代以下の農業者数が３７１人とありますが、福岡県下で何番目とかは分からないのですか。

事務局　　（大山）農林業センサスからの数値を記載しているだけですので、今この場で何番目かという数字は持ち合わせておりません。

１５番挙手

議　長　　１５番田中委員。

１５番　　（田中委員）先程と同じページの農家・農地等の概要における集落営農経営が２１とありますが、農事小組合法人等あるかと思いますが、その中身が分かりますか。

事務局　　（大山）この数値は農業振興課からの数値で、その中身はいまこの場に持ち合わせておりません。

議　長　　これは旧朝倉町が多いが、旧甘木市はそれほどないので、これくらいの数値ではないかと思いますよ。

１５番　　（田中委員）旧甘木市には、そんなに無いのですか。

議　長　　旧甘木市にはそんなにありません。旧朝倉町が多いのです。

１５番　　（田中委員）そうなのですね。分かりました。これは法人も含まれるのですか。

事務局　　（大山）この中には、法人は入っていなく、集落営農組織だけです。

１５番　　（田中委員）はい、分かりました。

議　長　　ほかに質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　　なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　　賛成の挙手

議　長　　賛成多数と認め、本件は承認といたします。

以上をもちまして、全ての議案等の審議が終了いたしました。

（会議終了時刻　１５時２６分　）